



平成30年4月28日

## 全少をはじめとした県大会およびブロック大会の主管について

- 主管クラブは審判責任者を必ず立てる。  
(他業務と兼務も可だが、審判打合せの際に発生した問合せに対応できる担当者を立てること。)
- 審判担当者は以下の役割を担う。
  - 帯同審判員の審判証確認。(2018年度より、電子審判証となる。)  
(当年度の審判証であること。  
前年度に実技更新講習を受講していることを Referee's Diary、ブロック審判員の承認印、帯同審判員許可証にて確認する。)
  - 審判打合せが正しく行われていることの確認。(打合せには立ち会う。)  
(審判担当の両チーム2名ずつ4人が集まっているか?  
主審、副審を決めるだけでなく、試合に向けてレフリングについての確認がされているか?  
審判証を確認した審判員が集まっているか?等)  
※ 審判打合せは基本的に前の試合のハーフタイムに行うが、審判担当の両チームで同意すればその前に行うことも可能。  
但し、その際も主管クラブで準備した審判打合せ場所で行ってもらう。
  - 審判打合せの際に発生した問合せおよびハーフタイムや試合後の審判団からの質問について対応。
  - 大会試合結果報告書に試合の結果を記載し、主審にサインをもらう。  
大会試合結果報告書は勝利チームを左に記載するが、審判報告書は勝ち負けに係らず組合せ順の上または左にあるチームを左に記載する。記載の仕方が異なるので注意が必要。
  - 審判報告書が正しく記載されていることの確認。  
(記載サンプルを参考に、未記載あるいは記載が省略されている(わかり辛い)ところがないことを確認。  
特に警告、退場の記載については、県審判委員会が状況を理解できる記載になっていること。)
  - 審判報告書の記載について、主管クラブに事象の確認を求められることがあるので、試合はしっかり見ておく必要がある。
- 審判資格の失効を失念して会場に来るチームもある。  
その場合、主管クラブより審判を補充しなければならないので、審判員の準備も必要。

以 上